

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、新潟都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成27年7月24日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成27年8月3日（月） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
新発田市中央町4丁目11番7号
中央公民館 講堂